

関係資料集

施設入所児童の推移

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			15,607世帯	4,844世帯	6,080人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人		ホーム数	446か所
		専門里親	728世帯	168世帯	204人			
		養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人		委託児童数	1,718人
		親族里親	631世帯	569世帯	819人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現員	2,351人	23,008人	1,343人	1,162人	3,135世帯 児童5,293人	818人
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

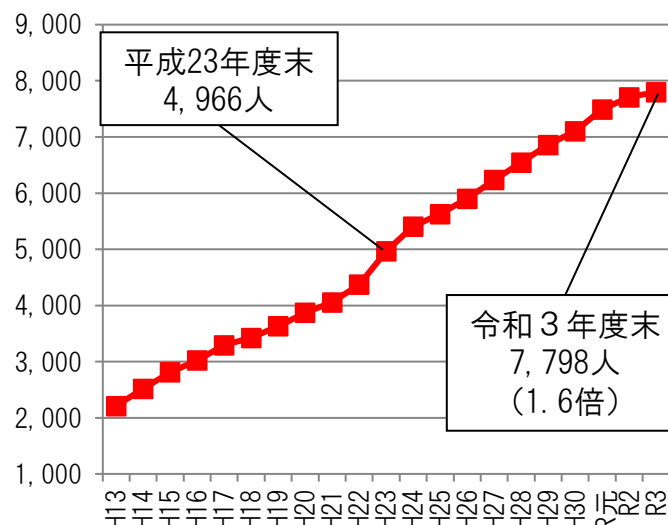
(出典)
※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）
※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（令和3年10月1日現在）
※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和3年10月1日現在）
※自立援助ホームの定員、現員（令和4年3月31日現在）及び職員数（令和3年10月1日現在）は家庭福祉課調べ
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2197か所
地域小規模児童養護施設	527か所

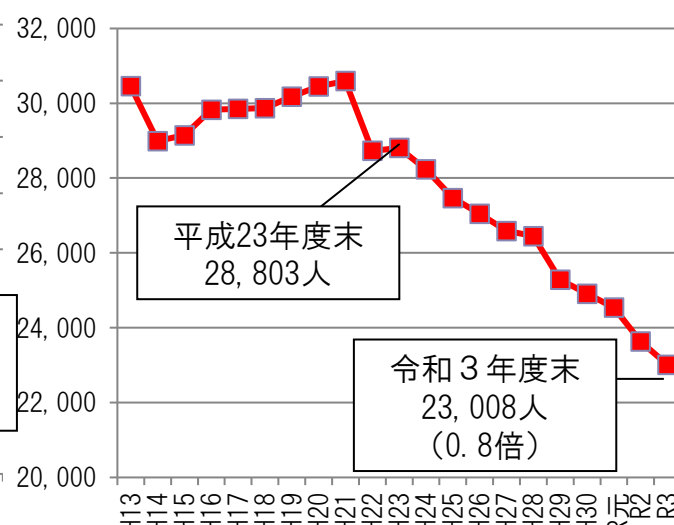
(2) 要保護児童数の推移

過去10年で、里親等委託児童数は約1.6倍、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院が約2割減となっている。

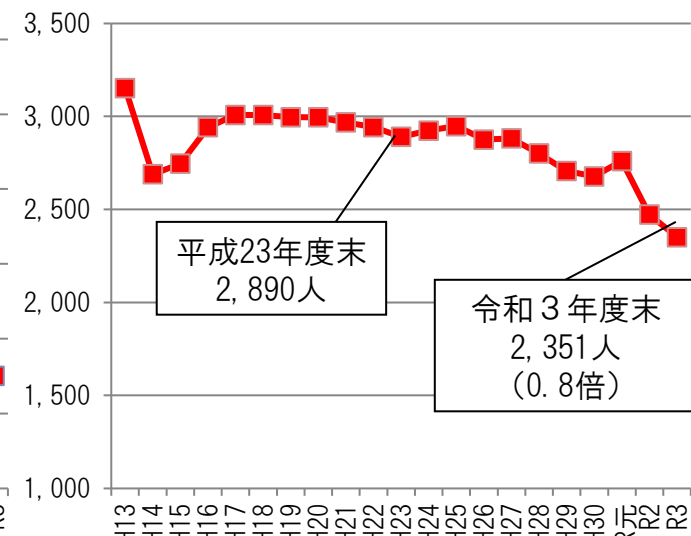
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



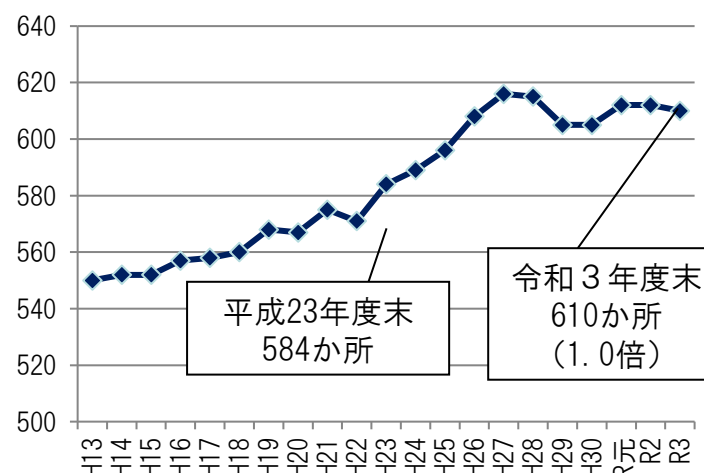
○ 児童養護施設の入所児童数



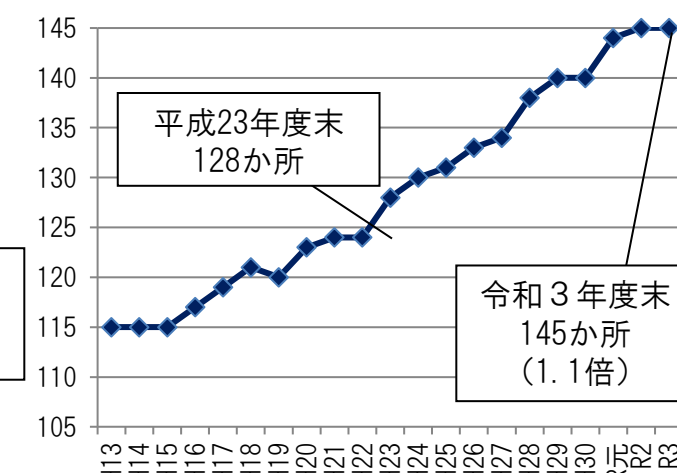
○ 乳児院の入所児童数



○ 児童養護施設の設置数

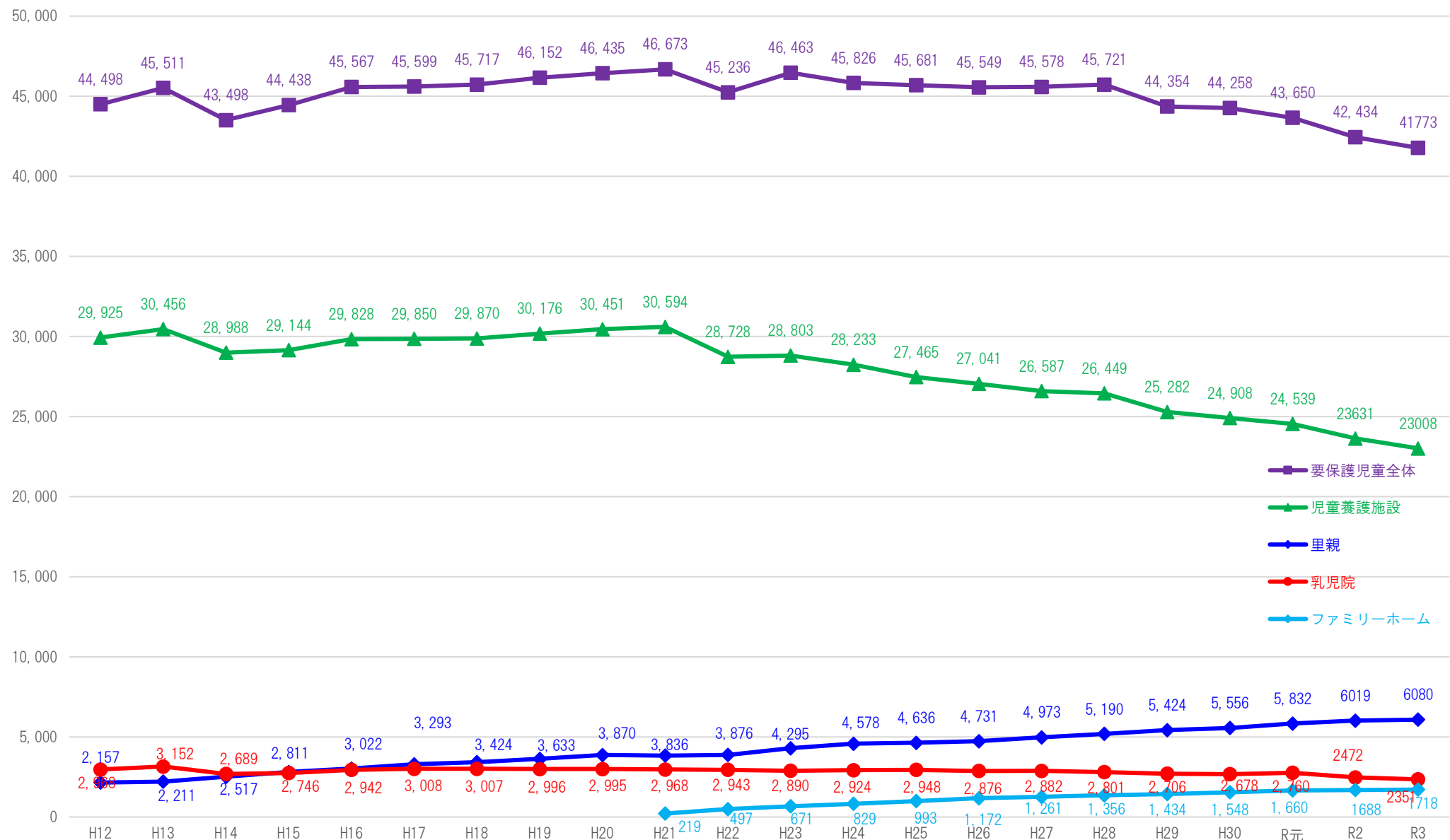


○ 乳児院の設置数



(注) 各年度3月末日現在 (福祉行政報告例)

(参考) 要保護児童数（全体）の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

(出典)

- ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
- ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
- ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H30	H25	H15	H4	H30	H25	H15	H4
0歳～ 5歳	3, 232 [12. 0]	4, 047 [13. 5]	5, 421 [17. 8]	4, 128 [15. 4]	13, 567 [50. 2]	15, 864 [52. 9]	16, 704 [54. 9]	14, 330 [53. 6]
6歳～ 11歳	9, 431 [34. 9]	10, 899 [36. 4]	12, 408 [40. 8]	10, 138 [37. 9]	8, 821 [32. 6]	9, 923 [33. 1]	10, 010 [32. 9]	9, 124 [34. 1]
12歳～ 17歳	12, 418 [46. 0]	13, 401 [44. 7]	11, 448 [37. 6]	11, 597 [43. 4]	4, 245 [15. 7]	4, 143 [13. 8]	3, 642 [12. 0]	3, 247 [12. 1]
18歳 以上	1, 914 [7. 1]	1, 607 [5. 4]	1, 119 [3. 7]	856 [3. 2]	19 [0. 1]	14 [0. 0]	9 [0. 0]	— —
総数	27, 026 [100. 0]	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]	27, 026 [100. 0]	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]
平均年齢	11. 5歳	11. 1歳	10. 2歳	11. 1歳	6. 4歳	6. 1歳	5. 9歳	6. 4歳

注）総数には年齢不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4		H30	H25	H15	H4
（父・母・父母の）死亡	684[2. 5]	663[2. 2]	912[3. 0]	1, 246[4. 7]	（父・母の）就労	1, 171[4. 3]	1, 730[5. 8]	3, 537[11. 6]	2, 968[11. 1]
（父・母・父母の）行方不明	761[2. 8]	1, 279[4. 3]	3, 333[11. 0]	4, 942[18. 5]	（父・母の）精神疾患等	4, 209[15. 6]	3, 697[12. 3]	2, 479[8. 2]	1, 495[5. 6]
父母の離婚	541[2. 0]	872[2. 9]	1, 983[6. 5]	3, 475[13. 0]	虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	12, 210[45. 2]	11, 377[37. 9]	8, 340[27. 4]	4, 268[16. 0]
父母の不和	240[0. 9]	233[0. 8]	262[0. 9]	429[1. 6]	破産等の経済的理由	1, 318[4. 9]	1, 762[5. 9]	2, 452[8. 1]	939[3. 5]
（父・母の）拘禁	1, 277[4. 7]	1, 456[4. 9]	1, 451[4. 8]	1, 083[4. 1]	児童問題による監護困難	1, 061[3. 9]	1, 130[3. 8]	1, 139[3. 7]	1, 662[6. 2]
（父・母の）入院	724[2. 7]	1, 304[4. 3]	2, 128[7. 0]	3, 019[11. 3]	その他・不詳	2, 830[10. 5]	4, 476[14. 9]	2, 400[7. 9]	1, 199[4. 5]
					総 数	27, 026[100. 0]	29, 979[100. 0]	30, 416[100. 0]	26, 725[100. 0]

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4
4年未満	13, 327 [49. 3]	14, 988 [50. 0]	17, 415 [57. 3]	13, 709 [51. 3]
4年以上～ 8年未満	7, 047 [26. 1]	8, 143 [27. 2]	7, 705 [25. 3]	7, 237 [27. 1]
8年以上～ 12年未満	4, 184 [15. 5]	4, 733 [15. 8]	3, 737 [12. 3]	4, 346 [16. 3]
12年以上	2, 116 [7. 8]	2, 105 [7. 0]	1, 530 [5. 0]	1, 415 [5. 3]
総数	27, 026 [100. 0]	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]
平均期間	5. 2年	5. 0年	4. 4年	4. 7年

注）総数には期間不詳を含む。

令和5年度予算の概要 (児童虐待防止対策及び社会的養育関係)

こども家庭庁支援局虐待防止対策課・家庭福祉課

【令和5年度予算】

1,676億円(※)

(※) こども家庭庁予算として計上

【令和4年度予算】

(1,634億円)

【主な要求内容】

- 児童虐待防止対策の推進のため、保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等を行う。また、未就園児等の家庭への訪問支援等を行う事業を拡充し、各種申請手続のサポートなど、「申請手続等支援」を行う。
- 社会的養育の充実を図るため、里親の開拓や研修、子どもと里親のマッチング等の里親支援に包括的に取り組もうとするフォostリング機関を支援するほか、児童養護施設退所者等への自立支援について、対象者の年齢の要件を緩和し、22歳の年度末以降の支援についても補助対象に追加する。
- ヤングケアラーへの支援を強化するため、ヤングケアラーの実態調査及び関係機関職員の研修等に対する支援の強化や、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化を推進する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業	208億円 (202億円) ※1
◇ 児童入所施設措置費等	1,393億円 (1,360億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円 (63億円) ※2

※1 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金」のうち、婦人保護事業分を除いた額に、「地域生活支援事業費等補助金」のうち、障害児支援に関する事業分を加えた額となっている。

※2 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」のうち、婦人保護施設分を除いた額に、「社会福祉施設等施設整備費補助金」のうち、障害児施設分を加えた額となっている。

社会的養護の理念

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ②社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ①家庭養育と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ②発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

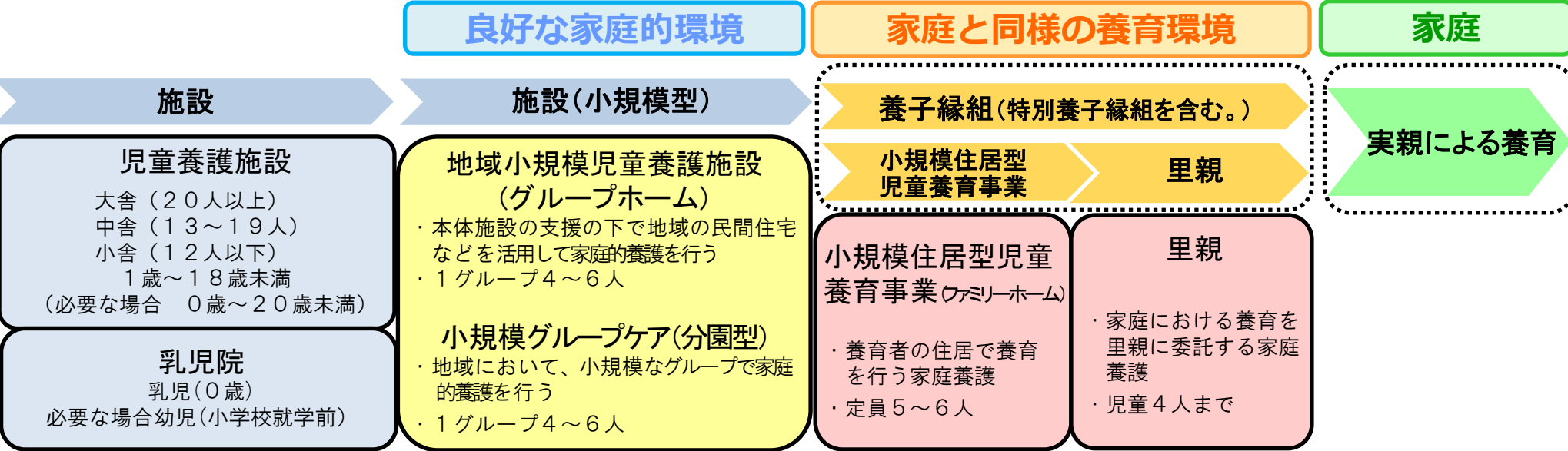
家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$ 令和4年3月末 23.5%

新しい社会的養育ビジョン

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表）

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（※）で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長）

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

＜工程で示された目標年限の例＞

- 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォostタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

小規模化・地域分散化への対応

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めているところであるが、令和3年度社会的養育専門委員会報告書における指摘を踏まえて、その取組を更に強力に推進するため、**先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。**

あわせて、本年6月に成立した改正児童福祉法にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されるところ、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する。

（※）令和3年度社会的養育専門委員会報告書（抄）

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
 - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
 - ・ 社会的養育を推進する事業（親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等）
 を施設が請け負う事が可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。
- 児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする
- ※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

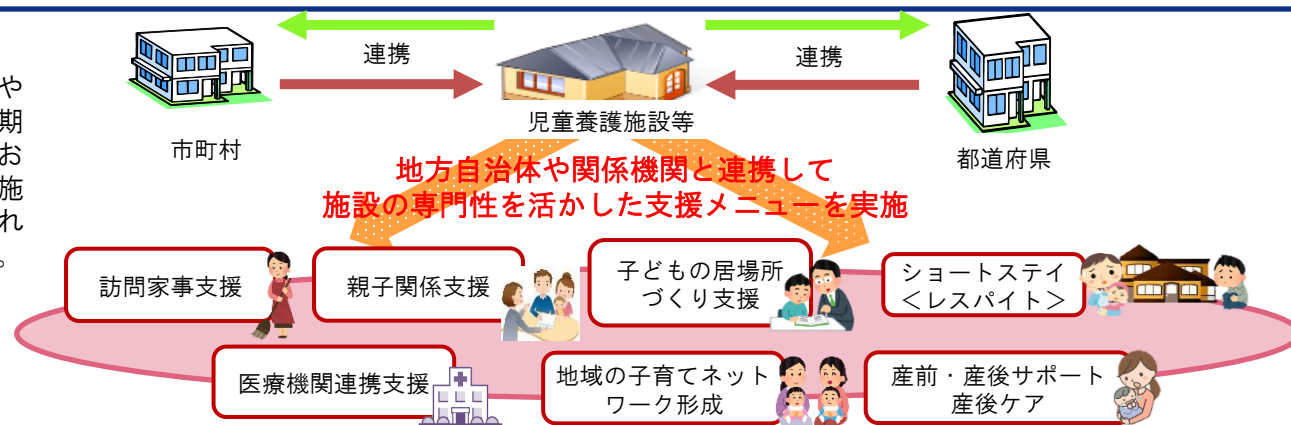
2 事業の概要・スキーム

○事業の概要

- ・ 改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけではなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

○対象施設等

- ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム 等



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 国：10/10（※）

（※）本事業が次年度以降も継続される場合、事業実施2年目の自治体は、補助率の通減を行う予定。

1 事業の目的

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

2 事業の概要・スキーム

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法と一緒にしながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③障害児等受入体制等強化事業【新規】

障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援の補助を行うための職員を配置することにより、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する。

④産前・産後母子支援事業

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
- ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

3 実施主体等

【実施主体】

- ①・②・③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
- ④ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

①育児指導機能強化事業 4,947千円

②医療機関等連携強化事業

- i 連絡調整を担う職員 1,928千円
- ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
 - ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合 2,131千円
 - イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合 5,083千円
 - ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合 6,302千円

③障害児等受入体制等強化事業

1か所当たり最大5,970千円 （※）対象児童数に応じて設定

④産前・産後母子支援事業

- i 支援コーディネーターの配置等 1か所当たり 7,223千円
- ii 看護師の配置等 1か所当たり 5,165千円
補助職員を配置する場合 1か所当たり 1,161千円加算
- iii 改修費・備品費等 1か所当たり 8,000千円
- iv 賃借料 1か所当たり 10,000千円
- v 一般生活費 1人当たり日額 1,692円

趣旨

児童福祉法改正に向けて議論がなされた社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月10日公表）において、施設の機能と果たす役割、それを支える措置費のあり方の議論も踏まえ、里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始することが提言されている。報告書の提言を受け、施設の小規模化・地域分散化や多機能化の推進に向け、小規模化・地域分散化した施設における職員の負担感や本体施設によるバックアップのニーズ、本体施設によるバックアップの実態等について把握し、職員の負担感等の実態を踏まえた本体施設によるバックアップのあり方について検討を行う。

調査内容

児童養護施設、乳児院に対して以下の調査を実施

○アンケート調査

施設の基幹的職員、および施設で子どものケアに当たる職員を対象に、小規模化・地域分散化の状況、職員の配置状況や措置されている子どもの状況、職員が業務負担を感じる背景、施設内でのサポート状況や本体施設によるバックアップの状況等について現状・課題を把握するため、アンケート調査を実施

○ヒアリング調査

小規模化・地域分散化において想定される課題を踏まえ、課題への対応状況や効果について把握し、今後取組を検討する施設等の参考となる情報を収集することを目的に、ヒアリング調査を実施

調査結果

○アンケート調査

経験の少ない職員でも小規模グループ全体や夜間等に1人で対応する場面が増えたことや、本体施設との物理的距離が生じたことにより、職員が抱え込む状態に陥りやすいこと等が示唆され、職員が身近に相談できる環境を整備する等が必要
本体施設の課題として、バックアップを行うマンパワーの不足が挙げられた

○ヒアリング調査

問題が発生してから把握や対応を行うのではなく、日常的に職員やこどもの状況を把握すること、横のつながりを作る仕組みをつくること
職員が子どもとの関わりのなかで感じる不安や負担感等を共有できるよう、ケースの共有の機会の設置やチームの土壌作りを行うこと
施設内外の専門職等との連携や、外部の医療機関との連携を積極的に行うこと

まとめ・方向性など

施設の組織内において、こどもや職員の状況をこまめに把握し、SVや必要時のサポートを組織的に行うための体制の構築、また現場のこどもや職員の情報を一元化する仕組みや体制の強化（組織体制の構築、ICTの活用等）に加え、職員間で相談や支え合いを行う横のつながりの確保が求められている。

組織外においては、組織内のこども・職員の状況に応じた、医療機関等の外部機関との連携、地域とのつながりの強化を図ることが重要と考えられる。これらについて、今後検討を深めていく必要がある。

趣旨

児童福祉法改正に向けて議論がなされた社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月10日公表）において、施設の機能と果たす役割、それを支える措置費のあり方の議論も踏まえ、里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始することが提言されている。また、施設に関しては、児童福祉施設と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、それらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始することとされている。報告書の提言を受け、今後の里親・ファミリーホーム・施設のあり方や、施設の小規模化・地域分散化等を検討するための第一ステップとして、こどものケアニーズや職員負担等の実態を把握することを目的として、今後のあり方検討のための探索的研究として、主に社会的養育を必要とした背景・理由や、現在特別な配慮が必要なこども（または母）の実態を把握する。

調査内容

里親、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームに対して以下の調査を実施

○アンケート調査

特別な配慮に伴うケアについて把握することとし、重要な側面として代表的な配慮として想定されるケアについての質（内容）・量（頻度）等について調査を実施

○ヒアリング調査

アンケート調査のみでは表せないケアニーズの変化や複雑さ等を確認するために、ヒアリング調査を実施

調査結果

○以下調査内容について分析

- （１）社会的養育を必要とした背景・理由について
- （２）特別な配慮を要するケアニーズについて
- （３）特別な配慮を要するケアニーズの複合性について
- （４）時間・関係性により変化する特別な配慮を要するケアニーズ
- （５）多機関連携にともなうケアニーズ

○特別な配慮を要する主なケアニーズ

発達障害やトラウマ起因の行動、家族との関係への葛藤や面会頻度が十分でないこと、愛着形成のための密な関与等。特に、複合的に発生することがより養育者・支援者の理解と対応に困難を生じさせていることが確認された。

まとめ・方向性など

本来の意味でのケアニーズを正確に捉えるためには、日常生活を営むためのケアの状況や、こども間によって生じるケアニーズ、それに付随する養育者・支援者の体制・運営状況等について更なる実態を把握していく必要があると考える。

また、今後の施設運営や支援の更なる充実を見据えると、例えば計画的な採用やICT活用等が考えられることから、これらの状況等についても実態の把握が必要。

里親委託推進

(1) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親等委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、里親等への委託率が23.5%と施設養護が多くを占めている。
- ・しかし、日本でも、福岡市では里親等への委託率が59.3%を占め、また、福岡市では過去10年間で27.9%から59.3%(+31.4%)へ増加するなど、里親等への委託を積極的に推進している自治体もある。
- ・里親等委託率を増加させている自治体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。委託率を伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
 - 平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進
 - 平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養育優先原則が規定されたことを踏まえ、平成29年3月及び30年3月に改正

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・予期せぬ妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
 - 平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

(2) 里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成23年度末の13.5%から、令和3年度末には23.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和3年度末で446か所、委託児童1,718人。

里親等委託率

(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

70 都道府県市別里親等委託率（令和3年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

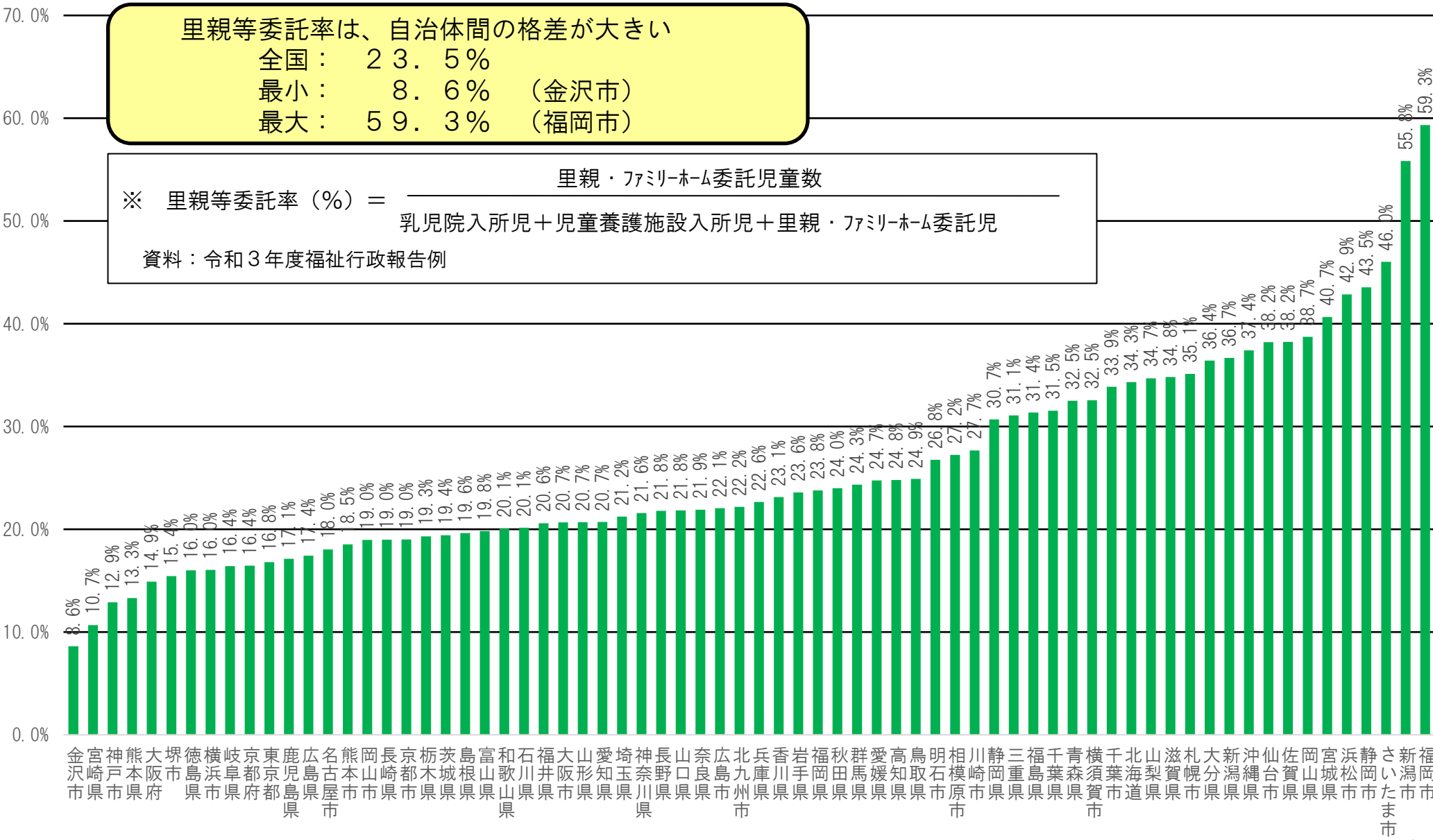
全国： 23.5%

最小： 8.6%（金沢市）

最大： 59.3%（福岡市）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：令和3年度福祉行政報告例



(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (令和4年3月末現在)

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	(1/7)	数(人)	率	数(人)	率	
	①	② (1/7)		③	④ (3/7)	⑤	⑥ (5/7)	
北海道	622人	34.6%	(9)	52人	2.9%	1,122人	62.5%	1,796人
青森県	104人	32.5%	(10)	18人	5.6%	198人	61.9%	320人
岩手県	75人	23.6%	(22)	24人	7.5%	219人	68.9%	318人
宮城県	181人	39.5%	(2)	40人	8.7%	237人	51.7%	458人
秋田県	48人	24.0%	(21)	18人	9.0%	134人	67.0%	200人
山形県	54人	20.7%	(28)	17人	6.5%	190人	72.8%	261人
福島県	117人	31.4%	(12)	9人	2.4%	247人	66.2%	373人
茨城県	138人	19.4%	(35)	61人	8.6%	512人	72.0%	711人
栃木県	118人	19.3%	(36)	67人	11.0%	426人	69.7%	611人
群馬県	111人	24.4%	(20)	30人	6.6%	314人	69.0%	455人
埼玉県	445人	25.1%	(16)	182人	10.3%	1,147人	64.7%	1,774人
千葉県	413人	31.9%	(11)	84人	6.5%	799人	61.7%	1,296人
東京都	618人	16.8%	(42)	294人	8.0%	2,766人	75.2%	3,678人
神奈川県	425人	22.0%	(24)	159人	8.2%	1,348人	69.8%	1,932人
新潟県	144人	43.6%	(1)	26人	7.9%	160人	48.5%	330人
富山県	22人	19.8%	(31)	8人	7.2%	81人	73.0%	111人
石川県	39人	15.1%	(46)	22人	8.5%	197人	76.4%	258人
福井県	42人	20.6%	(29)	21人	10.3%	141人	69.1%	204人
山梨県	94人	34.7%	(8)	22人	8.1%	155人	57.2%	271人
長野県	115人	21.8%	(27)	28人	5.3%	385人	72.9%	528人
岐阜県	84人	16.4%	(43)	30人	5.9%	398人	77.7%	512人
静岡県	228人	35.6%	(6)	51人	8.0%	362人	56.5%	641人
愛知県	353人	19.6%	(34)	100人	5.5%	1,350人	74.9%	1,803人
三重県	152人	31.1%	(13)	32人	6.5%	305人	62.4%	489人

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	(1/7)	数(人)	率	数(人)	率	
	①	② (1/7)		③	④ (3/7)	⑤	⑥ (5/7)	
滋賀県	94人	34.8%	(7)	29人	10.7%	147人	54.4%	270人
京都府	126人	17.9%	(39)	58人	8.2%	520人	73.9%	704人
大阪府	471人	17.3%	(40)	243人	8.9%	2,015人	73.8%	2,729人
兵庫県	302人	19.8%	(32)	123人	8.0%	1,103人	72.2%	1,528人
奈良県	69人	21.9%	(25)	16人	5.1%	230人	73.0%	315人
和歌山県	64人	20.1%	(30)	29人	9.1%	226人	70.8%	319人
鳥取県	58人	24.9%	(17)	29人	12.4%	146人	62.7%	233人
島根県	32人	19.6%	(33)	22人	13.5%	109人	66.9%	163人
岡山県	119人	28.7%	(15)	12人	2.9%	284人	68.4%	415人
広島県	131人	19.2%	(37)	26人	3.8%	525人	77.0%	682人
山口県	98人	21.8%	(26)	19人	4.2%	332人	73.9%	449人
徳島県	36人	16.0%	(44)	17人	7.6%	172人	76.4%	225人
香川県	43人	23.1%	(23)	18人	9.7%	125人	67.2%	186人
愛媛県	118人	24.7%	(19)	28人	5.9%	331人	69.4%	477人
高知県	91人	24.8%	(18)	21人	5.7%	255人	69.5%	367人
福岡県	435人	30.7%	(14)	104人	7.3%	877人	61.9%	1,416人
佐賀県	78人	38.2%	(3)	13人	6.4%	113人	55.4%	204人
長崎県	81人	19.0%	(38)	19人	4.4%	327人	76.6%	427人
熊本県	100人	15.6%	(45)	45人	7.0%	497人	77.4%	642人
大分県	162人	36.4%	(5)	10人	2.2%	273人	61.3%	445人
宮崎県	46人	10.7%	(47)	26人	6.0%	359人	83.3%	431人
鹿児島県	124人	17.1%	(41)	40人	5.5%	560人	77.3%	724人
沖縄県	178人	37.4%	(4)	9人	1.9%	289人	60.7%	476人
全国	7,798人	23.5%		2,351人	7.1%	23,008人	69.4%	33,157人

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。
(注2) 各都道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

○ 里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）



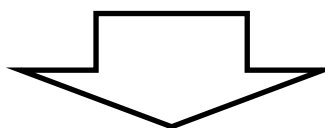
昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施



平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施



- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）



- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）でファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標



平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）



平成28年児童福祉法改正

- ・児童を「家庭」において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。（家庭養育優先原則）（公布日（平成28年6月3日）施行）
- ・一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付け（平成29年4月1日施行）
- ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化（平成29年4月1日施行）



平成28年児童福祉法改正を踏まえた取組

- ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標（※）が示された。（平成29年8月）
 - ※・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。
 - ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。等
- ・「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定いただくよう依頼。（平成30年7月）
- ・質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を策定。（平成30年7月）



令和4年児童福祉法改正

- ・児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけることとした。（令和6年4月1日施行）

I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

II. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・ 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - ・ 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

III. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

Ⅳ. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

Ⅴ. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

Ⅵ. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
 - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
 - ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

Ⅶ. 「里親支援事業」の活用

- 都道府県における積極的活用

養子縁組

1 事業の目的

- 養子縁組民間あっせん機関を通じた特別養子縁組において、子どもの出自に関する情報の記録・保存が適切に行われるよう、「子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業」を拡充して、必要な体制整備等を進める。

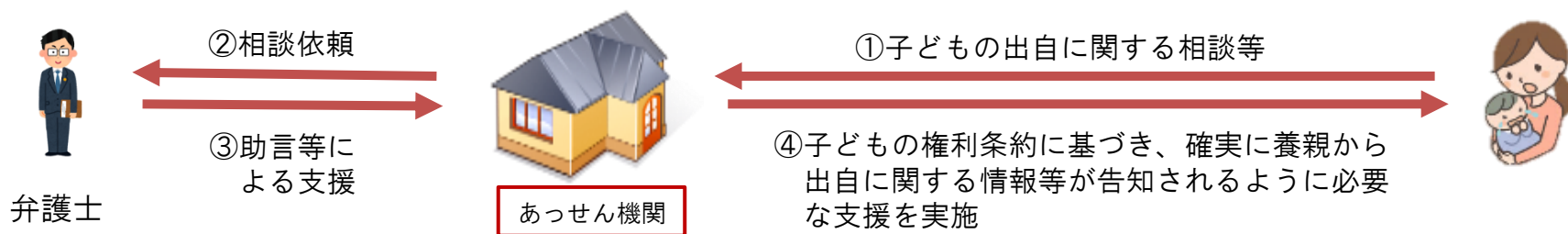
2 事業の概要・スキーム

<子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業>

- ・ 養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設けるなど、子どもの出自を知る権利に関する支援につながるような民間あっせん機関の取組に対して補助を行う。

○ 弁護士等の配置支援 【拡充】

- ・ 子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置できるよう、加算を創設する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】「子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業」

1 か所当たり 6,126千円 ※弁護士等を配置する場合、2,235千円を加算 【拡充】

趣旨

特別養子縁組成立までの相談対応から縁組成立後の相談支援まで、長期的な一連の支援に関する現状と課題を俯瞰的、全体的に調査し、体系的に整理・分析することで、特別養子縁組推進のための更なる環境整備に必要な取組の検討を行う。

調査内容

- 文献調査
相談支援から縁組成立後支援までの一連のプロセスや体制整備に関する課題を全体的に把握・整理
- 児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査
相談支援から縁組成立後支援までの各段階における取り組み及び実態を把握するとともに、現在の制度活用及び支援体制の整備にかかる実態や主な課題点等を収集
- 児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査
相談支援から縁組成立後支援の各段階や体制整備における主要な課題について、参考となる取り組みを収集
- 養子縁組当事者団体インタビュー調査
ピアサポートや当事者交流を含めた当事者活動は重要であることから、当事者団体の活動状況や課題を明らかにする
- 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査
養子縁組当事者の視点で望ましい支援のあり方を検討

調査結果

- 先行研究で指摘された特別養子縁組の支援プロセス及び体制整備に関する主な課題を分類
- 児童相談所・民間あっせん機関アンケート調査において、特別養子縁組の実績等について量的に把握するとともに、縁組成立後の支援や特別養子縁組推進にかかる取り組み等、質的な内容について調査
- さらに、児童相談所・民間あっせん機関インタビュー調査において、令和2年民法等改正や主要な支援課題、また支援体制の整備や今後の特別養子縁組推進にあたっての課題等について聞き取り
- また、養子縁組当事者団体インタビュー調査において、他団体とのつながりや当事者活動を行う上での課題、今後の活動に関する考えや制度に対して聞き取り
- 養子・養親縁組当事者の視点から、真実告知（テリング）や出自に関すること、記録や養子縁組の制度全体について調査

まとめ・方向性など

実方の父母の同意が取得できないことが申立の障壁となっている場合には、児童相談所長申立を積極的に活用すべきである。自機関で適切な養親候補者が見つからない場合の対応として、管外の児童相談所や民間あっせん機関への相談・連携が求められている。縁組成立後の継続支援では、記録の開示について、養子・養親及び実方の父母からの問い合わせを受けた際に対応できるよう、具体的な手順を児童相談所及び民間あっせん機関内で予め確認しておくことが必要である。今後、里親支援センターの設置に伴って、養子縁組家庭が対象から漏れることがないように、どこが主体となって支援を担うかは自治体ごとに検討することが望まれる。

児童家庭センター

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

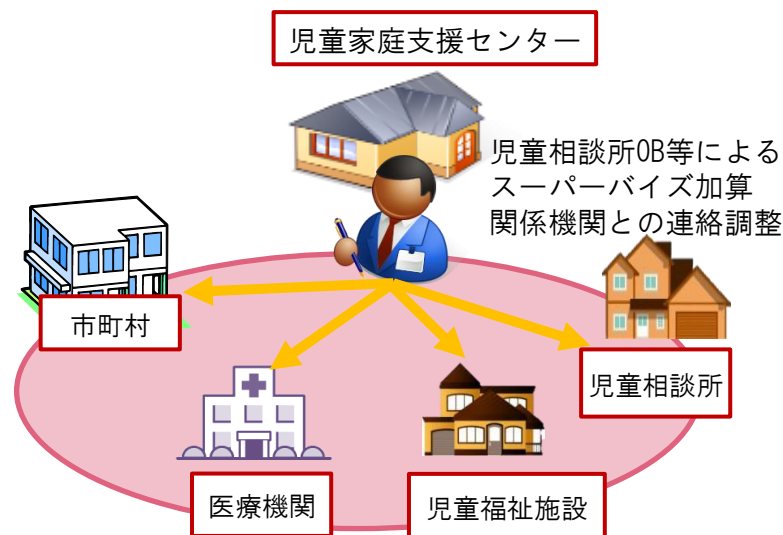
1 事業の目的

児童家庭支援センターは、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行っている。さらに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うこととされていることから、児童家庭支援センターに経験豊富な児童相談所OB等を配置し、円滑な関係機関連携を進める。

2 事業の概要・スキーム

○児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算 【拡充】

令和4年度予算において、児童相談所の指導委託だけでなく市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合も補助対象としていることを踏まえ、児童家庭支援センターと関係機関の連携を進めるため、児童相談所OB等によるスーパーバイザーの配置を支援する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】	常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	11,722千円	※対応件数に応じて事業費等も補助
	非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	7,833千円	
	法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円	
	児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円	

【拡充】

現状及び調査趣旨

「社会的養育専門委員会 報告書」（令和4年2月10日）において、在宅指導措置については、児童相談所はケースに応じて積極的に行う必要があるとの指摘がなされている。加えて、多様な支援を展開するため「児童家庭支援センター等の民間機関と協働し、より多くの必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるようにする必要」があり、今後は、在宅指導措置を行う民間機関を増やすとともに、委託した場合の在宅指導措置に必要な手当が確実に支弁されるよう制度的に位置づけることと指摘されている。

本調査研究においては、社会的養育の推進において重要な位置づけである在宅指導措置について、児童相談所設置自治体への実態調査や、主な委託先である児童家庭支援センター等の民間機関へのアンケート調査を実施し、現状把握することを目的とする。

調査内容

○在宅指導措置に関する実態調査

- ・都道府県・児童相談所設置市等への在宅指導の考え方、市町村や児童家庭支援センター等への委託の状況等について調査
- ・市町村への指導委託状況や具体的な支援ケース、児相との連携について調査
- ・児童家庭支援センターへの受託状況や、今後の民間委託先として支援の担い手となりうる児童養護施設・児童心理治療施設に対する今後の受託意向や課題等の調査

○先行的な取り組みを行う自治体・民間機関へのインタビュー調査 他の自治体の取り組みの参考となる自治体や機関等に対しインタビューを実施し、在宅指導の取り組みの知見のまとめ

○上記の調査結果を踏まえ、在宅指導措置の促進のための方策について検討

まとめ・方向性など

- ・在宅指導措置を行うにあたり、それぞれのケースに適した支援を選択できることが望ましいが、地域によっては委託先の選択肢が少なく、すべての対応を児童相談所が担うこともあり、適切な支援が行われているかという懸念がある。行政はもとより、各機関・施設も制度の趣旨について改めて理解の促進を図る必要がある。
- ・対応の選択肢を増やしていくためにも、行政も在宅指導措置の方針等を明確化するとともに、地域のリソース（委託先）を把握し、関係者で共通した指導委託基準を検討するなどし、「指導措置委託となるケースのイメージを」共有することが重要。
- ・在宅指導措置委託の支援単価は自治体により差が大きい。今後、義務的経費として支出されることで、改めて支援内容が見直され、支援の質の均霑化が期待できる。

調査結果

- ・本調査において、在宅指導措置の実態を多角的に把握するとともに、促進するにあたっての課題などが明らかとなった。あわせて、市町村指導委託の個々の状況について、市町村送致のケースと比較しながらその特徴をまとめた。
- ・また、個票調査やインタビューなどを通じて、在宅指導措置の具体的なケースについても取りまとめを行った。加えて、児童家庭支援センターにおける個々のケースへの対応状況等の把握ができた。
- ・これらの結果や具体的な事例をもとに、関係者が在宅指導措置の理解を深め、取り組みを進めるための参考資料としての活用が期待できる。

趣旨

児童相談所の専門的支援や市町村による手厚い支援が届きにくい人口減少地域・小規模自治体等において、児童家庭支援センターがどのような役割を地域で担っているか、市町村や都道府県とどのように連携しているか、在宅支援等を提供するにあたって児童家庭支援センターがいかに関与されているか等について調査を行い、今後の施策についての提言をまとめるとともに、好事例集を作成することで、未だ児童家庭支援センターの活用が進んでいない地域への活用の促進、在宅支援措置の取組み強化等を図ることを目的とする。

調査内容

○アンケート調査

全国の児童家庭支援センターを対象に、人口規模等も踏まえた地域における在宅支援に関するニーズや現況を把握するとともに、ヒアリング調査先選定のための事前調査の位置づけとしてアンケート調査を実施。

○ヒアリング調査及び事例集の作成

人口減少地域等において、関係機関とうまく連携して在宅支援等を提供していたり、特色ある活動をしている児童家庭支援センター等の事例集を作成するため、児童家庭支援センター等（17箇所）へのヒアリング調査を実施し、好事例集を作成。

○周知・広報

全国規模の社会的養護に関するフォーラム（FLEC フォーラム）で発表を行うとともに、冊子やHPを活用して事例集の周知・広報を行う。

事業実施結果及び期待される効果

- ・ 今後の児童家庭支援センターの活用方策や、市町村・県等との連携の在り方についての提言をまとめた。
- ・ ヒアリング調査の結果を好事例集の形でまとめ、冊子やHPで広範に周知するとともに、全国規模のフォーラムでも発表することで、未だ児童家庭支援センターの活用が進んでいない地域における児童家庭支援センターの活用に寄与した。
- ・ なお、事業を通じて作成した事例集やHPは、全国児童家庭支援センター協議会等を通じて今後さらなる周知・広報に活かされる予定である。
- ・ 各地の児童家庭支援センターの人材育成に貢献することも期待できる。

まとめ・方向性など

- ・ 人口減少地域・小規模自治体においても、様々な取り組みによって先進的な活動を行う児童家庭支援センターも存在しており、本研究をもとに機能を拡充していくことが期待される。
- ・ 児童家庭支援センターの今後の展開として、「短期で預かる支援体制の確立」、「市町村との人的連携強化（人事交流の促進）」、「アウトリーチ支援の積極的実施」、「心理・発達支援の拡充」、「権利教育やまちづくりへのコミット」という5つの点の強化で、その取り組みをさらに進めていくことが期待できる。
- ・ 児童家庭支援センターのより一層の連携、また新たな支援実践に取り組むことも課題としてあげられる。

調査事例全国一覽 MAP(児童家庭支援センター等ヒアリング調査 好事例資料集より抜粋)



本施設等から離れた地域にリソースを創設している事例《遠隔展開型》

- ① 北海道稚内市「地域小規模児童養護施設 星の家 美深町「美深子ども家庭支援センター」
北海道美深町(人口約4,000人)の美深育成園は「美深子ども家庭支援センター」を設置するとともに、車で2時間以上かかる稚内市(人口約31,000人)に地域小規模児童養護施設を新設し周 辺地域での一時保護機能を代替しています。稚内市には一時保護機能の無い児相分室がある。
- ② 福井県敦賀市「児童家庭支援センター白梅」
福井県敦賀市(人口約63,000人)の白梅学園は、車で1時間程の距離にある小浜市(人口約30,000人)にて「児童家庭支援センター白梅」を運営しています。これにより児相のない小浜市 近隣の子ども家庭相談への対応を行っています。
- ③ 愛媛県宇和島市「こども家庭支援センターみどり」
愛媛県宇和島市(人口約70,000人)の「こども家庭支援センターみどり」は、本施設である児童養護施設みどり寮から離れた市の総合福祉センターの2Fに設けられており「サロンスマイリー(妊婦さんや子育て中の方が相談できる場所)」を実施しています。



基礎自治体や児相から子ども家庭相談業務等を受託している事例《自治体一体(コホト)型》

- ④ 茨城県高萩市「同仁会児童家庭支援センター」
茨城県高萩市(人口約27,000人)の「同仁会児童家庭支援センター」は、休日・夜間等で児童相談所による対応が困難な時間帯に県からの委託を受け「児童緊急対応電話相談対応事業」を行っています。
- ⑤ 福井県越前市「児童家庭支援センター 一陽」
福井県越前市(人口約80,000人)の「一陽」は、統括所長が越前市の「要保護児童対策地域協議会」の会長を担うとともに同協議会調整機関に職員を派遣し越前市と強力に連携したファミリー ソーシャルワークを行っています。
- ⑥ 山口県防府市「子ども家庭支援センター海北」
山口県防府市(人口約110,000人)の「子ども家庭支援センター海北」は、子どもの権利擁護を中心に据えた地域支援を展開すべく、地域分散化後の本建物物を活かして、県からの委託事業である「フオスティング事業」や「SNS相談支援事業」を実施しています。
- ⑦ 大分県別府市「光の園子ども家庭支援センター」
大分県別府市(人口約114,000人)の「光の園」は、別府市から「子ども家庭総合支援拠点」の業務を受託し、別府市行政と一体となった総合的な子ども家庭相談支援体制を構築しています。また ショートステイや一時保護の専用施設も新設しています。



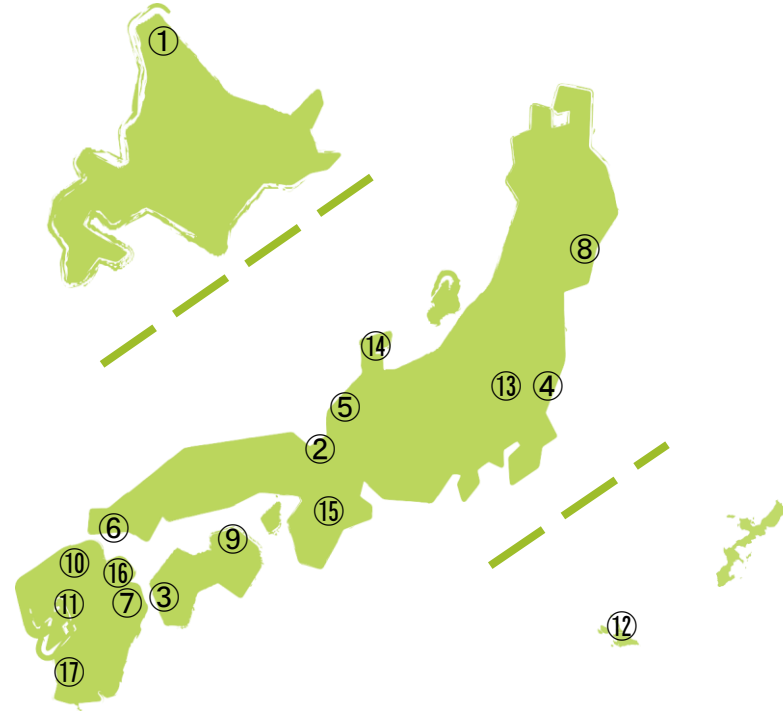
福祉行政の縦割りを越えたりリソースとして進化している事例《地域共生型》

- ⑧ 岩手県大船渡市「児童家庭支援センター大洋」
岩手県大船渡市(人口約34,000人)の「児童家庭支援センター大洋」は「障がい者就業・生活支援センター」や「地域活動支援センター」と同じ建物内に、児童家庭支援センターのサテライトを置くことで「障害者・児童相談支援センター」を設置・運営しています。
- ⑨ 香川県東かがわ市「児童家庭支援センターけいあい」
香川県東かがわ市(人口約28,000人)の「児童家庭支援センターけいあい」は、法人内に「子育て支援センター」や「障がい児通所支援事業所」「障害児入所施設」「児童発達支援センター」を有し、社会的養護と障害児施策を連携させた支援を展開しています。
- ⑩ 福岡県大牟田市「こども家庭支援センターあまぎやま」
福岡県大牟田市(人口約108,000人)の「こども家庭支援センターあまぎやま」は「大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会」が行う子どもの貧困等に関する「地域公益的取組」に関して中心的役割を担っています。
- ⑪ 熊本県水俣市「児童家庭支援センターオリーブの木」
熊本県水俣市人口約23,000人 児童家庭支援センターオリーブの木は「多世代交流事業(=地域の縁創事業)」の一環として児童家庭支援センターを運営することで「おばあちゃんも子どもも…」といった地域共生社会の萌芽的な機能も担っています。
- ⑫ 沖縄県宮古島市「児童家庭支援センターはりみず」
沖縄県宮古島市(人口約55,000人)の「はりみず」は、地域における役割の一つとして、宮古島市における生活困窮世帯及び生活困難世帯の児童生徒への学習支援事業(週2回夕方開催)を行っています。



地域の他の福祉事業所等とのつながりを強化している事例《ネットワーク型》

- ⑬ 栃木県さくら市「養徳園」児童家庭支援センターちゅうりっぷ」
栃木県さくら市(人口約44,000人)の「児童養護施設養徳園」と「児童家庭支援センターちゅうりっぷ」の総合施設長は、比較的ネットワーク力を活かして、県内の社会的養護施設を糾合し「アフターケア機関」や「フオ スタング機関」を創設したり、自立援助ホームや子どもの居場所を運営するNPO法人の運営を支援しています。
- ⑭ 石川県穴水市「児童家庭支援センターあすなろ」
石川県穴水町(人口約7,000人)の「あすなろ(児童家庭支援センター)」は、町内の保育園等への巡回訪問支援や不登校支援などを丁寧に実施することで、養護・虐待相談支援の活動実績を着実に伸ばしています。
- ⑮ 奈良県桜井市「児童家庭支援センターあすか」
奈良県桜井市(人口約55,000人)の「児童家庭支援センターあすか」は、幼・保・小・中・高に積極的に向き、困りごと等について御用聞きを行うことで、子どもの関する相談援助の専門機関としての児童家庭支援センターを周知し、他機関とのつながりを強化しています。
- ⑯ 大分県中津市「児童家庭支援センター和(やわらぎ)」
大分県中津市(人口約80,000人)の「児童家庭支援センター和(やわらぎ)」では市や社協やスクールソーシャルワーカーとの密な連携のもとで「支援対象児童等見守り強化事業」を実施し、食のアウトリーチ支援を通したソーシャルワークを展開しています。
- ⑰ 鹿児島県南さつま市「児童家庭支援センターもげもげ」
鹿児島県南さつま市人口約32,000人 児童家庭支援センターもげもげは「ファミリーサポート事業」や「利用者支援事業」「スクールソーシャルワーカー事業」を市町村から受託し、特に学校・教育委員会との連携に努めています。



社会的養育推進計画

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞

子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数

- ・ 算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子ども自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。